

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原告 山田 清彦 外105名

被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

### 準 備 書 面（197）の訂正申立書

2023年（令和5年）3月24日

青森地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 浅 石 紘 爾

弁 護 士 内 藤 隆

弁 護 士 海 渡 雄 一

弁 護 士 伊 東 良 徳

弁 護 士 中 野 宏 典

原告ら2023年（令和5年）3月24日付準備書面（197）（以下、単に「準備書面（197）」という。）について、下記のとおり訂正いたします。

## 記

- 1 準備書面（197）の11頁5行目「この広島高裁決定は、①火山ガイドを前提とすると、」の箇所について、次のとおり訂正する。

（訂正後）

この広島高裁決定は、①火山ガイドを前提とすると、現在の火山学の水  
準では活動可能性を正確に把握できないため、阿蘇の活動可能性は十分小  
さいとはいえ、噴火規模の推定もできないため、過去最大である阿蘇4  
を想定しなければならない、②しかし、事業者は阿蘇4を考慮していない  
から、基準適合判断は不合理である、③原規委は旧火山ガイド策定当時阿  
蘇4のような破局的噴火をも考慮していたと考えられ、社会通念によって  
破局的噴火のリスクを無視することもできない、と判示して、伊方原発の  
差止めを認めたものである。

- 2 準備書面（197）の21頁下から5行目「本件施設は再処理施設であり、大  
量の高レベル廃棄物は搬出のしようがなく、」の箇所について、次のとおり訂正す  
る。

（訂正後）

本件施設は再処理施設であり、大量の使用済燃料や高レベル廃棄物は搬  
出のしようがなく、

- 3 準備書面（197）の22頁下から2行目「むしろ大規模カルデラ噴火に対し  
て以下に安全を確保するかをこそ重視していたことは、」の「以下に」を「いかに」  
へと訂正する。

4 準備書面（197）の60頁上から10行目「実際に、訴外原燃は、」の箇所について、次のとおり訂正する。

（訂正後）

「実際に、参加人日本原燃は、」

以上